

**平成 29 年関東アンダーハンディキャップゴルフ選手権 －KGA 杯
長野ブロック予選競技兼第 1 回長野県アンダーハンディキャップ選手権**

開催日 : 平成 29 年 9 月 8 日 (金)

開催コース : 諏訪湖カントリークラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2 打」とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)

ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 修理地(規則 25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。

4. 動かせない障害物(規則 24-2)

(a) 排水溝

(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝及び枕木(その道路の一部とみなす)

(c) 動かせない障害物と白線でつながれている区域(その動かせない障害物の一部とみなす)

(d) 黄黒の縞杭(本競技には適用しない)

5. コースと不可分の部分

(a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの

(b) 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域

(c) ウォーターハザード内にある人工の壁や杭でできた構造物

6. 指定ドロップ区域

(a) 7 番ホールにおいて、球がグリーン左のラテラル・ウォーターハザードに入った場合、プレーヤーは 1 罰打付加し、指定ドロップ区域に球をドロップすることができる。

(付属規則 I (A)6 を適用する。ゴルフ規則 173 ページ参照)

(b) 7 番ホールにおいて、グリーン奥の防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)の処置に加え、指定ドロップ区域に球をドロップすることができる。

(付属規則 I (A)6 を適用する。ゴルフ規則 173 ページ参照)

7. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること

規則 18-2, 20-1 は以下の通りに修正される。

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーまたはキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注: パッティンググリーン上の球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるままの状態でプレーされなければならない。

また、そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースしなければならない。

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT	
Yards	男子	519	422	433	154	380	149	326	254	458	3,095
	女子	389	260	420	136	367	149	311	254	376	2,662
Par	5	4	4	3	4	3	4	4	5	36	

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
368	327	355	162	345	483	203	512	393	3,148	6,243
339	265	330	150	325	468	190	424	340	2,831	5,493
4	4	4	3	4	5	3	5	4	36	72

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドラストの条件・付属規則 I (B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I (B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鉛を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は失格。

6. プレーの中止と再開

- (1)通常のプレーの中止(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
- (2)険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格となる。

(3)プレーの中止と再開の合図について

通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

サイレン通知後、本部より競技委員を通じて、トランシーバーをもってプレーヤーに連絡する。

7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(B)2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照)。

9. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 30 球を限度とする。
4. 距離計測器の使用を禁止する。